

第四期特定健康診査等実施計画

東芝健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 07 月 09 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	・被保険者では、一部従業員が所定の健康診断実施日に受診できない場合がある ・被保険者ではグループ外出者の結果提出が少なく課題である ・被扶養者の健診受診率が44.6%と低く、全体でも目標値である90%に対し13.8%足りていない ・健診受診率は過去5年大きな動きがない ・被扶養者では特に40代の健診受診率が低く、よりリスクの高まる世代における健康把握ができていない	➡ ・健診受診機会の周知および機会拡大 ・被扶養者健診未受診者への受診勧奨
No.2	・直近3年で3年連続健診未受診者が37.3%存在、リスク状況が未把握の状態が長く続いている ・2022年度健診未受診者の内、2年連続未受診者が78.9%を占めている。また未受診者の中には普段から医療機関を受診している者も多く存在	➡ ・健診受診機会の周知および機会拡大 ・健診未受診者への受診勧奨 ・治療中での医療機関受診者等、個別の事情も勘案した対応も必要
No.3	・「流入」群において「悪化・新40歳・新加入」は毎年一定数存在する ・特定保健指導対象者の中には服薬中の方が含まれており（問診回答が不適切）、把握できない部分で保健指導と治療が混在しているケースが見受けられる ・2022年度健診において、若年者の保健指導域該当者が2,373人存在。特に35～39歳の層では全体の23.9%が保健指導域となっており、40歳未満の若年者向けの対策が必要	➡ ・40歳未満の若年層に対する将来的なリスクを低減させる取り組みを行う ・会社と協働で生活改善の重要性・必要性の認知度を高める
No.4	・他組合と比べ、男女ともに50代の加入者構成割合が高い ・医療費の構成割合において「内分、栄養及び代謝疾患」「循環器系」など生活習慣病関連及び、「新生物」の医療費割合が高い ・生活習慣病重症化群の割合が2年連続で増加	➡ ・生活習慣病ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐことが必要
No.5	・2018年度と比べ正常群の割合が2.4ポイント減少している。生活習慣病群の割合は2018年度と比べ3.8ポイント増加 ・受診勧奨域にもかかわらず2年連続治療放置者が66.3%と多く存在する。医療機関未受診による重症化が疑われる者が存在する ・生活習慣病医療費については、2018年度から患者あたり医療費が5.7%減少しているが、受療率は3.9pt増加している ・3大生活習慣病においては、加入者数減もあり経年で医療費が減少傾向。ただし、毎年一定数の生活習慣病での入院患者が存在している ・人工透析導入により一人当たり医療費が高額となる腎不全の患者数が増加	➡ ・受診勧奨に関する一定の効果が出てきており、施策を継続 ・生活習慣病ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐ ・人工透析を未然に防ぐため、治療中のアンコントロール者に対する施策が必要
No.6	・治療中断の恐れがある群が存在し、リスクが高い状態で放置されている可能性がある	➡ ・対象者に対し受診勧奨を行い、本人の判断によって放置している場合は受診を促し、重症化を予防する
No.7	・人工透析導入により一人当たり医療費が最も高額となる腎不全の患者数は増加 ・高リスクで腎疾患での未受診者が一定数存在	➡ ・腎症ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐ ・治療中のアンコントロール層へのアプローチにより重症化を防ぐ
No.8	・健康状況：男性・女性被保険者共に、血糖・血圧を除く項目が他組合を下回る ・生活習慣：男性・女性被保険者共に、運動・食事・飲酒習慣が他組合を下回り、改善に向けた対策の強化が必要 ・特に男性・女性被保険者の歩行習慣良好者割合が低い ・男性・女性被保険者共に、就寝前の夕食・朝食欠食者が多い	➡ ・ICTを活用した健康イベント等を展開し、運動習慣や改善意思を高める
No.9	・男女被保険者共に、5年間で喫煙率は減少傾向にある ・2021年度禁煙外来受診者の60名の内、21名は2022年度問診でも喫煙と回答している	➡ ・喫煙習慣のある人への禁煙促進
No.10	・2022年において、48.5%と約半数が一年間一度も歯科受診なし。その内3年連続未受診者は60.3% ・年齢別では男性被保険者10～19歳代が最も受診率が低く、また被保険者は被扶養者と比べ受診率が低い ・う蝕又は歯周病にて治療中の者の内、一定数が重度疾患にて受診 ・全ての年代ごとに、う蝕又は歯周病の重度疾患患者が存在している	➡ ・歯科検診、メンテナンス、治療のいずれかの受診、受療がない対象者への受診勧奨を行う
No.11	・その他のがんを除き、肺がん、大腸がんの順で罹患者が多い ・50代以降からがんの患者数が増加傾向にあるが、40歳未満においても一定数の患者が存在	➡ ・がん検診での要精密検査者に対する受診勧奨を行い、早期受診に繋げる
No.12	・メンタルの受療率については経年で増加傾向 ・重度患者数の割合が増加している世代が多い	➡ ・実態および課題を事業主と共有し、解決策の検討材料とする
No.13	・ジェネリック数量比率は目標の80%を超えており、他組合と比べても高い状態である ・ジェネリック数量比率において、レセプト種別では医科入院外の数量比率が低い ・男性被保険者の50代が最も削減期待値が大きい（現状で先発品の薬剤費シェア率が高い） ・全て最安値の後発品に切り替えた場合、502百万円の薬剤費の減少が見込める	➡ ・全加入員への継続的な啓蒙活動の実施
No.14	・薬剤処方において有害事象の発生リスクが高まる「6剤」以上の併用が見られる加入者が多く存在する ・頻回およびはしご（重複）受診が認められる加入者が、一定数存在する ・前期高齢者は加入者数の減少に伴い総医療費も減少傾向	➡ ・有害事象が疑われる加入者に対し、服薬の適正化を図るための介入を行う

No.15	・事業所により健康課題が異なるため、個別の対応が必要となっている ・少人数事業所や遠隔地の事業所など、フォローが行き届いていない事業所が存在する	➡	・事業所別に健康レポートを作成し、全体の意識を高める
No.16	・乳がん、骨粗鬆症、月経関連疾患の順で医療費が高い ・子宮頸がんは被保険者、各年代で患者が存在する。若年層においても患者が存在 ・月経関連疾患は年代ごとに多くの患者が存在する	➡	・事業主への情報共有による理解度の浸透および優先度の向上 ・eラーニング等によるリテラシー向上（男性含む）
No.17	・全加入者において、特保対象者の割合は横ばいであり、他健保よりも割合が高い ・被保険者において、どの年齢階層においても他健保より対象者割合が高い	➡	・会社と協働で特定保健指導の重要性、必要性の認知度を高める ・保健指導参加機会の提供、周知 ・若年層に対する将来的なリスクを低減させる取り組みの実施

1 事業名 特定健康診査（一般被保険者）

対応する
健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	事業主と連携し、受診機会の拡大を図る※予算額は一般被保険者・被扶養者・特退・任継合算
体制	健診管理システムにおいてデータによる管理を進める

事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の状況を把握し、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標	内臓脂肪症候群該当者割合	18.0 %	17.9 %	17.8 %	17.7 %	17.6 %	17.5 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	99 %	99 %	99 %	99 %	99 %	99 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主からの健診データ未受領状態を回避し、データ授受を徹底するため、従来事業主の健康管理システムから受領していたデータを健診機関から直接受領するよう運用を変更する。	事業主からの健診データ未受領状態を回避するためにデータ授受を徹底する。事業主から提供されるデータ（健診機関作成データ）及び問診項目に不備がないよう指導を徹底する	事業主からの健診データ未受領状態を回避するためにデータ授受を徹底する。事業主から提供されるデータ（健診機関作成データ）及び問診項目に不備がないよう指導を徹底する
R9年度	R10年度	R11年度
事業主からの健診データ未受領状態を回避するためにデータ授受を徹底する。事業主から提供されるデータ（健診機関作成データ）及び問診項目に不備がないよう指導を徹底する	事業主からの健診データ未受領状態を回避するためにデータ授受を徹底する。事業主から提供されるデータ（健診機関作成データ）及び問診項目に不備がないよう指導を徹底する	事業主からの健診データ未受領状態を回避するためにデータ授受を徹底する。事業主から提供されるデータ（健診機関作成データ）及び問診項目に不備がないよう指導を徹底する

2 事業名 特定健康診査（一般被扶養者・特退・任継）

対応する
健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者
方法	健診未受診者のパターン分析を基にパターン毎に異なるコンテンツによる健診勧奨通知を送付し、健診受診を促す。※予算額は一般被保険者・被扶養者・特退・任継合算
体制	健診管理システムにより、データによる管理を進める

事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の把握状況を強め、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標	内臓脂肪症候群該当者割合	18.0 %	17.9 %	17.8 %	17.7 %	17.6 %	17.5 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	50 %	54 %	59 %	60 %	61 %	62 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施	メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施 ICTツールを用いた受診勧奨の実施	メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施 ICTツールを用いた受診勧奨の実施
R9年度	R10年度	R11年度
メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施 ICTツールを用いた受診勧奨の実施	メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施 ICTツールを用いた受診勧奨の実施	メールを用いた複数回の受診勧奨の実施 受診傾向に応じた受診勧奨対応の実施 ICTツールを用いた受診勧奨の実施

3 事業名 特定保健指導（一般被保険者）

対応する
健康課題番号

No.17, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業主とのコラボヘルスにより、事業主が階層化情報より抽出した対象者に対し、産業保健スタッフおよび健保が契約する委託業者を利用して実施
体制	事業主・医療機関・委託業者と連携して進めていく

事業目標

保健指導実施率の向上および対象者割合の減少							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	23.7 %	23.3 %	22.9 %	22.7 %	22.5 %	22.3 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	53.0 %	55.1 %	57.0 %	59.2 %	61.5 %	62.9 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施 対象年齢の若年層に対する特保開始	事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施	事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施
R9年度	R10年度	R11年度
事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施	事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施	事業主とのコラボヘルスにより実施。事業主産業保健スタッフ、または健保が契約する委託業者（（株）フィッツプラス・（株）保健支援センター・東芝ビジネスエキスパート（株））を利用して実施

4 事業名 特定保健指導（一般被扶養者・特退・任継）

対応する
健康課題番号

No.17, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する ・医療機関での健診当日の指導が拡大するよう機関側に働きかける
体制	医療機関・委託業者と連携して進めていく

事業目標

保健指導実施率の向上および対象者割合の減少							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	8.6 %	8.4 %	8.2 %	8.0 %	7.8 %	7.6 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	29.2 %	29.2 %	31.7 %	34.9 %	37.5 %	41.7 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施	（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施	（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施
R9年度	R10年度	R11年度
（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施	（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施	（株）フィッツプラス・SOMPOヘルスケアサポート（株）・東芝けんぽ総合健診契約健診機関に委託して実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	77,714 / 96,864 = 80.2 %	80,315 / 95,971 = 83.7 %	80,315 / 95,697 = 83.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	58,556 / 59,148 = 99.0 %	58,613 / 59,205 = 99.0 %	59,039 / 59,635 = 99.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	19,213 / 37,717 = 50.9 %	19,854 / 36,766 = 54.0 %	21,276 / 36,061 = 59.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	7,850 / 15,661 = 50.1 %	8,050 / 15,856 = 50.8 %	8,300 / 15,399 = 53.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	3,413 / 7,123 = 47.9 %	3,475 / 7,053 = 49.3 %	3,616 / 7,021 = 51.5 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	4,437 / 8,538 = 52.0 %	4,575 / 8,433 = 54.3 %	4,684 / 8,378 = 55.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法（任意）
・一般被保険者（従業員）については事業主が実施する定期健康診断及び健保が提供する東芝けんぽ総合健診受診により実施する ・被扶養者等においては、東芝けんぽ総合健診、受診券を用いた特定健康診査、市区町村で実施の健康診断等で実施する
個人情報の保護
当健保組合は、東芝健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守している。健保組合が、特定健診・保健指導を外部に委託する場合は、個人情報の保護に関する契約を交わし、定期的に監査を実施している。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
東芝健康保険組合のホームページに掲載し、公表・周知する。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
本実施計画については、毎年評価を行い、実施率その他の見直しを行う。